

専決処分の不承認に伴う措置について

令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の不承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第4項の「必要と認める措置」として、市民の皆さまに説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について、次のとおり説明します。

令和6年7月30日

安芸高田市長 藤本 悅志

1 専決処分の経緯

令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）は、令和5年第1回安芸高田市議会定例会と令和5年第4回安芸高田市議会定例会において、修正案により予算が削除された認定こども園基本構想作成業務委託料に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,138千円を追加したものです。

これは、吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園を統合し、旧田んぼアート公園予定地に認定こども園を整備するための基本構想を作成する費用です。これらの保育所等は、土砂災害が起こりうる場所にあり、危険な状態が解消できないまま何年も経過し、その間施設の老朽化も進んでいます。早急に基本構想に着手する必要があったため、法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」ものと判断し、令和6年5月17日付けで専決処分を行いました。

2 専決処分後の議会提案

専決処分については、法第179条第3項により、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされています。これに基づき、令和6年6月10日開会の令和6年第2回安芸高田市議会定例会に承認を求める議案を提出しましたが、不承認となりました。

3 専決処分の不承認に伴う措置

法第179条第4項には、「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」とされています。

「必要と認める措置」として、説明責任を果たすという観点から、今回の専決処分を行った経緯と専決処分が不承認となったことについて、市ホームページ及び広報誌を通じて市民の皆さんに説明します。

4 今後の対応

今後は、認定こども園を旧田んぼアート公園予定地に整備するのではなく、吉田小学校区内に候補地を選定したいと考えています。

5 今後の市政運営

今回の専決処分の不承認については、大変重く受け止めています。今後、補正予算は、臨時会を招集することを基本とし、適正な事務執行に努めます。

市民の皆さんには、ご理解とご協力を願います。